

情報公開の取り扱い（案）

1 会議の公開について

会議は公開する。

ただし、議事の内容により、自由闊達な意見交換の妨げとなる可能性が高い場合には非公開とすることができる。

2 議事内容の公開について

議事内容については、会議終了後、事務局において議事要旨を作成し、公開する。

3 会議資料について

会議資料は公開する。

ただし、資料に個人又は特定の団体の権利等を害するおそれがあると判断されるものについては、非公開とする。